

助成の採否の基準及び助成額

公益財団法人松戸みどりと花の基金（以下「本法人」という。）助成金交付要綱第4条第3項の規定に基づき助成の採否の基準及び助成額を次のとおり定める。

（緑化愛護団体等助成金）

種 類	規模・数量	金 額	備 考
花壇	10～15㎡	30,000円以内	
	15～20㎡	40,000円以内	
	20㎡以上	50,000円以内	
フラワースタンド	5個以上	30,000円以内	
	8個以上	40,000円以内	
	10個以上	50,000円以内	
プランター	10個以上	30,000円以内	
	15個以上	40,000円以内	
	20個以上	50,000円以内	
樹林地保全活動	活動費	30,000円以内	
	資機材購入費	資機材購入費の8割以内。 ただし、1,000円未満は切捨とする。	新たに活動費の助成を受ける団体のみを対象とし、1回を限度とする。 限度額は20,000円とする。
その他	理事長が必要と認めたもの	100,000円以内	

- (1) 団体等による市の区域における活動とし、個人の受益になるものは助成金の交付対象としない。
- (2) 活動の対象となる土地は所有者の了解が得られていること。または了解の得られる見通しのあること。また、活動内容等に変更が生じた場合は、遅滞なくその都度土地所有者の了解を得ること。なお、これらの証となる書類を提出すること。
- (3) 地方公共団体等より交付を受ける助成事業等との併用は、本法人の緑化愛護の目的に適合する場合は可能とする。
- (4) 上記一覧表の助成事業（種類欄の花壇・フラワースタンド・プランター・樹林地保全活動）の併用は可能とする。ただし、併用事業に対する助成総額は15,000円以内とする。なお、主たる助成事業が「樹林地保全活動」で、「活動費」及び「資機材購入費」の助成を共に受ける場合は、一つの助成事業とみなす。
- (5) 樹林地保全活動のうち資機材購入費に係る助成は、購入の証となる領収証等の書類が提出できる資機材のみを助成の対象とする。

(生け垣づくり助成金)

種 類	規模・数量	金 額	備 考
生け垣づくり	以下に掲げる要件を満たすものとする。	・生け垣の設置費 ・生け垣の設置に係る既存構造物の撤去費 ・既存生け垣の改修費 上記の2分の1に相当する額。 ただし、設置または改修する生け垣の延長1mにつき、10,000円を限度とする。	申請1件当たりの限度は100,000円とする。

- (1) 市内に住所を有する個人、又は事務所若しくは事務所を有する法人が、市の区域において新たに設置または改修するものであること。
- (2) 幅員4メートル以上の道路に面していること。または同道路に接する敷地境界に面し、同道路から容易に目視可能であること。
- (3) 設置または改修する生け垣の延長が5メートル以上であること。
- (4) ブロック塀、その他の通風の悪い構造物等の内側に設置する場合は、これらの構造物等の高さが50センチメートル以下であり、構造物等の高さより1メートル以上高いものであること。
- (5) 植栽の方法は、1メートル当たり2本以上の列植であり、健全な樹木または苗木であること。
- (6) 生け垣に使用する樹木は、松戸市なし赤星病防止条例に基づく、びゃくしん類の植栽規制に抵触しないものであること。
- (7) 既存生け垣の改修に係る助成は、既存の生け垣が設置から5年以上経過していること。
- (8) 本助成を受けて設置または改修した生け垣は、植栽から5年間経過するまで撤去、移設等を行わないこと。ただし、特段の事情により撤去、移設等を止むを得ないと理事長が判断した場合はこの限りでない。

附 則

この助成の採否の基準及び助成額は平成24年11月1日から施行する。

附 則

この助成の採否の基準及び助成額は平成29年12月13日から施行する。